

# 確定判決を守り、 諫早湾の水門開放を求める



宛先:内閣総理大臣、農林水産大臣

【趣旨】

2010年12月、諫早湾の開門を命じる判決が確定しました。判決は、諫早湾閉め切りに伴う漁業被害に長年苦しめられてきた漁民の訴えを認め、開門準備のための3年間の猶予期限付きで、諫早湾潮受け堤防南北排水門の常時開放(以下、開門)を命じたのです。ところが国は、判決が認めた諫早湾閉め切りと漁業被害との因果関係を認めず、開門準備のための工事をサボタージュし続けています。ついには、判決の履行期限を過ぎ、間接強制による制裁金を支払うという憲政史上例がない異常事態になっていますが、なおも国は、自らが招いた責任を反省することなく、判決が命じた開門を履行していません。確定した司法判断に国が従わないことは、法の秩序と裁判制度そのものを崩壊させる暴挙であり、有明海問題にとどまらずあらゆる事柄に関係する大問題です。

また、国の怠慢で制裁金を払い続けることは税金の無駄使いそのものであり、無駄な公共事業と言われた諫早湾干拓事業の悪評を上塗りするものです。

これまでに国が行ってきた有明海再生策は一時的に取り繕うごまかしに過ぎません。

有明海の漁業被害は、調整池汚濁水の一方的排出による被害も加わって、

ますます深刻化するばかりです。瀕死の有明海を救うのに一刻の猶予も

なく、諫早湾の開門なくして有明海再生は実現しません。

問題解決のためには、農業用水や防災など開門に伴う被害が生じないよう万全な対策を施した上での段階的な開門以外に道はありません。

それは、農業と漁業が両立し、地域に活気を取り戻す唯一の方法です。

一切の話し合いを拒絶し、国に対して確定判決を守るなど要求する、長崎県の常軌を逸した姿勢を言い訳にして確定判決を履行しないことは到底許されません。

私たちは、民主主義を守り、国民生活を守る立場から、そして諫早湾・有明海沿岸の農漁共存による地域再生を願う立場から、国に対して以下のことを強く要請します。



## 諫早湾開門確定判決を守り、万全の準備を整えて諫早湾の水門を開放すること

氏 名	住 所

【署名の集約先】

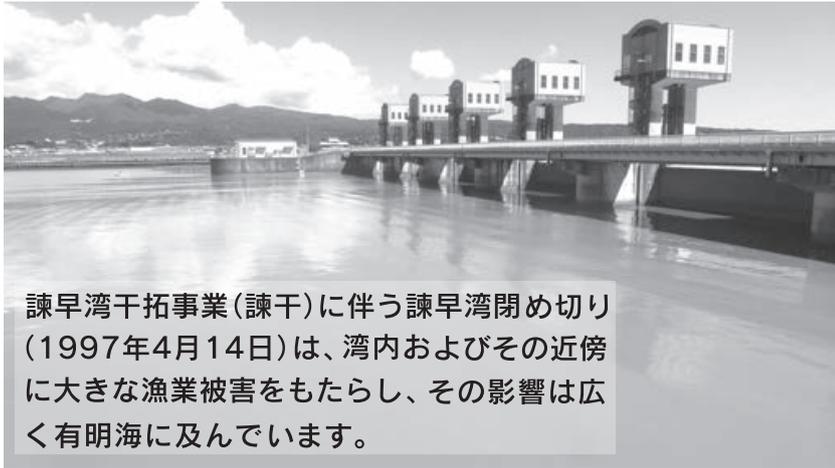
諫早湾開門署名全国キャンペーン事務局(坂田輝行) 〒854-0053 長崎県諫早市小川町194-40 TEL0957-22-6121

◎できるだけ呼びかけ団体単位でまとめてご送付ください。

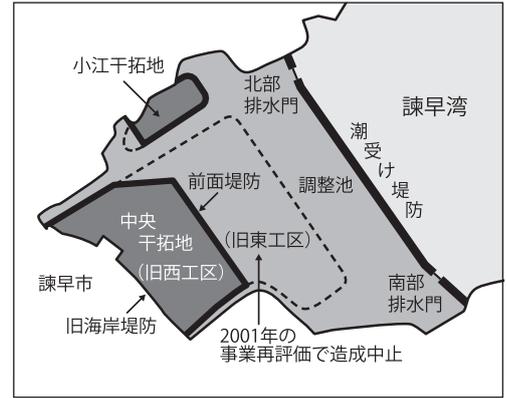
◎インターネット署名のアドレス <http://goo.gl/zPndkk> (短縮アドレス)

※署名提出の第1陣/【12月20日(仮)】 ※早期の開門を実現するため、数多くの署名を第1陣に集約できるようご協力ください。

# 有明海再生のためには諫早湾の開門が必須です

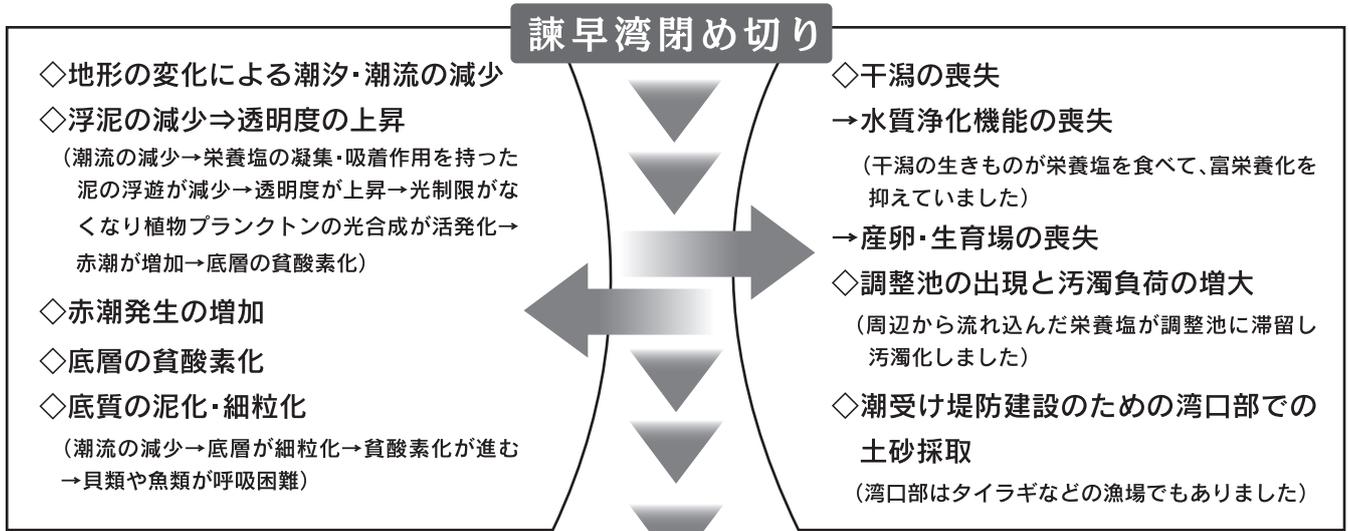


諫早湾干拓事業(諫干)に伴う諫早湾閉め切り(1997年4月14日)は、湾内およびその近傍に大きな漁業被害をもたらし、その影響は広く有明海に及んでいます。



(諫早湾奥部の干潟域を全長7kmの潮受け堤防で閉め切り干拓地を造成)

## 【諫早湾干拓事業と有明海異変】



- ◇タイラギ、アサリなど貝類資源の激減
- ◇ワタリガニ、クルマエビなど甲殻類や魚類資源の激減
- ◇養殖ノリの地域的衰退・品質低下・労働強化。
- ◇有明海特産種(ムツゴロウ・ワラスボ等)の激減。

漁業関連の  
地域産業全体  
が衰退

## 開門調査は有明海再生の第一歩

2010年12月に確定した福岡高裁判決は、閉め切りと漁業被害との因果関係を認め、5年間にわたる諫早湾南北排水門の常時開放を命じました。これは、2000年のノリ大不作を受けて発足した有明海ノリ第三者委員会が中長期開門調査を求める見解の中で示した「諫早湾干拓事業が有明海全体に与えた影響を検証するための調査」として「期間にはできるだけ長く、水位変動はできるだけ大きい水門開放」とも重なるものです。

有明海の漁業振興対策として毎年多額の補助事業が行われていますが、異変の原因に対する根本的な対策にはなっていないことから、ほとんど効果を上げていません。有明海再生のためには、異変の原因の一つである諫早湾閉め切りを止めて、水門の常時開放によって、できる限り閉め切り前の大きな海水交換に近づけることが不可欠です。

## 農漁共存の地域再生をめざして 諫早湾開門が切り開く明るいイサハヤ

